平成２１年４月６日
内閣府沖縄担当部局

特定振興駐留軍用地跡地の指定について

読谷補助飛行場、楚辺通信所、瀬名波通信施設につきましては、沖縄振興特別措置法第１０１条第１項に基づき特定振興駐留軍用地跡地として追加指定した旨、本日の官報告示により公示しましたので、お知らせいたします。

参考１：特定跡地とは、沖縄振興特別措置法において、①開発整備を行うに当たって原状回復に相当の期間を要する跡地であって、②その土地の計画的な開発整備が沖縄の振興に資すると認められる５ha 以上のもので、内閣総理大臣が沖縄振興審議会の意見を聴いて指定することとされています。

参考２：本件については、平成２１年３月１９日の沖縄振興審議会で審議され、同日答申を受けています。

（連絡先）内閣府政策統括官（沖縄政策担当）
担当：仲村、宮田、新里
電話：03-3581-9749
FAX ：03-3581-9761